

(第4編)

第5章 印刷物、彫版物またはその他の機械的出版手段により実行された犯罪の訴訟手続き

第816条 印刷物、彫版物またはその他の機械的な出版手段により実行された犯罪の訴訟手続きが開始されるとすぐに、裁判官または裁判所は、それらがどこにあっても印刷物または(挿し絵)プリントのコピーおよび組み版の押収を取り決める。

同様に、その出版が犯罪の原因となった著作や挿し絵の実際の作者が誰であるかも直ちに捜査される。

(本条の最終改訂。2009年)

第817条 著作または挿し絵が新聞の本文内または別紙に掲載された場合、新聞社の取締役または編集者、および、印刷または彫版された印刷施設の責任者またはマネージャーの陳述が、犯人が誰であるかを捜査するために、取られる。

そのために、原本を引渡すよう、それを所有する者に請求する、その者が原本を(予審)裁判官の処分に置かない場合には、(その者が)原本を引渡した者を述べる。

第818条 犯罪が断片的な著作または挿し絵の出版によって行われた場合、前条規定の陳述は、それが印刷またはプリントされた施設の責任者および従業員から取られる。

第819条 著作または挿し絵の実際の犯人が誰であるか捜査できない場合、または、その犯人が海外に居住していることにより、または、刑法に規定されるその他の理由により訴追できない場合、訴訟手続きは補充的に責任を負う者に対して、刑法の関連条項に定められた順序で、行われる。

第820条 容疑者の自白は、容疑者の状況または犯罪の状況から、自白者が出版された著作または挿し絵の真の犯人ではないと信じるのに相当な証拠が現れる場合、その自白をそのまま受け止めるには十分ではなく、また、他の者に訴訟手続きを向けないようにするためには十分ではない。

ただし、補充的責任を負う者に対して確定判決が下された後は、主犯が判明した場合、主犯に対して新たな訴訟手続きを開始できない。

第821条 刑事訴訟事件の進行中に、刑法の関連条項に定められた順序に従い、被疑者に先立ってその犯罪に対して刑事責任を負う者が現れる場合、訴訟事件は前者に関して却下され、後者に対して向けられる。

第 822 条 著作または挿し絵の印刷物およびその組み版のみが、犯罪の道具または物品とみなされる。

第 823 条 印刷物、彫版物または犯罪実行に役立ったその他の機械的出版手段が訴訟に集められ、犯人または補充的に責任を負う者が調査されると、予審は終了する。

第 823 条の 2 本章の規則は、文書、ラジオ、テレビ、映画または他の同様物により広められて、音声または写真のメディアを通して犯された犯罪の裁判にも適用される。

裁判官は訴訟手続きを開始する際、事件に応じて、出版の差し止め、あるいは、犯罪行為がなされたメディアの放送または映写の禁止を取り決めることができる。当該裁定に対して直接控訴を申立てることができ、これは 5 日の期間内に裁定されなければならない。

(本条の新設。2011 年)